

平成30年度 第15回 吹田市政策会議概要

日 時：平成31年2月18日（月）午後5時～午後5時40分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、稲田行政経営部長

所 管：【健康医療部（地域医療推進室）】山下部長、舟津健康医療審議監、前村次長、
安宅室長、岸本参事

関連部局：【児童部（保育幼稚園室）】中野部長、安井参事

【福祉部】後藤部長

【環境部】中嶋部長

【都市計画部（計画調整室）】乾部長、梶崎参事

【土木部】松本部長

【学校教育部（教育政策室）】橋本部長

【地域教育部（まなびの支援課）】木戸部長、小西課長

【水道部（浄水室）】岡本部長、本村参事

案 件	（地独）市立吹田市民病院の旧病院跡地売却について
担当及び関連部局	健康医療部（地域医療推進室）、児童部（保育幼稚園室）、福祉部、環境部、都市計画部（計画調整室）、土木部、学校教育部（教育政策室）、地域教育部（まなびの支援課）、水道部（浄水室）
<p>【案件概要】</p> <p>（地独）市立吹田市民病院（以下「市民病院」という。）の旧病院跡地は、市民病院が所有する財産であり、新病院建設費用を賄うために売却を予定している。</p> <p>売却に当たっては、地方独立行政法人法の規定に基づき、議会の議決を経て、設立団体の長（市長）の認可を要すること、また、旧病院跡地周辺には公共施設が多く隣接するなど開発に当たって周辺地域への影響が大きいことから、これまで、本市と市民病院で協議・調整を行ってきた。</p> <p>それらを踏まえ、今般、市民病院から「旧病院跡地売却の基本条件（案）」について報告があったので、市としての意見を添付の上、了承することを決定するもの。</p>	
<p>【所管部の考え方】</p> <p>市民病院の跡地売却については、議会の議決（平成31年度末）を経て、市長の認可を得る必要があるため、市と市民病院との協議を踏まえた「旧病院跡地売却の基本条件（案）」について、市としての意見を添付の上、了承することを決定するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旧病院跡地売却の基本条件（案） <ul style="list-style-type: none"> （1）土地利用及び施設計画 （2）道路等の配置・整備計画等 ○市民病院との協議結果等 	

【質疑概要】

質問： 市民病院が買受希望者の提案内容を評価する際に、望ましい土地利用への誘導を図るような評価基準とするとのことだが、この点について、市はどのように関与できるのか。

回答： 評価基準を定める事業者選定委員会に、本市職員や第三者を加える予定であると市民病院から聞いており、そのような方法であれば、本市の意向を反映できると考えている。

指示： 本市の意向が反映されるようしっかり関与すること。

質問： 基本条件（案）の「1 土地利用及び施設計画」の中で、跡地利用について、住宅や環境に関する事項が挙げられているが、もっと広い視点を持ち、まちづくりの観点からの内容に変更すべきではないか。

また、「配慮した計画とすること」という表現は、不十分ではないか。

回答： 基本条件（案）は、市民病院から報告があったものであるため、こちらが内容を修正することはできないが、補足しておくべき点については、市としての意見の中に追加することとする。

また、売却条件の具体的な内容については、当会議での指摘事項等を踏まえ、募集要項を作成する段階で市民病院と協議を行う。

【結果】

本件は承認された。今回の会議で出た意見を踏まえて、手続を進めること。